

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 田畑 和夫

新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置及び  
疑似症患者の届出に関する改正について

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置の対象が見直され、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が改正されました。

また、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者に関する厚生労働省令が改正され、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出対象が入院症例に限ることとなりました。

つきましては、本改正内容について、お知らせします。

1 施行日

(1) 疑似症患者の届出に関する改正

令和 2 年 10 月 14 日

(2) 入院の勧告・措置に関する改正

令和 2 年 10 月 24 日

2 添付資料

- ・「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）」  
（令和 2 年 10 月 14 日付 健発 1014 第 5 号 厚生労働省健康局長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令について（施行通知）」  
（令和 2 年 10 月 14 日付 健発 1014 第 9 号 厚生労働省健康局長通知）
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」  
（令和 2 年 10 月 14 日付 健感発 1014 第 1 号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法の運用の見直しに関する Q & A について」  
（令和 2 年 10 月 14 日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

担当：横浜市健康福祉局健康安全課  
健康危機管理担当（電話 671-2463）

健 発 1014 第 5 号

令 和 2 年 10 月 14 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部  
を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第310号。以下「改正政令」という。）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和2年厚生労働省令第172号）が公布され、令和2年10月24日から施行される。

これらの命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており、感染症法の規定を準用するとともに、その所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としている。

今般、これまでに把握されている医学的知見等を踏まえ、季節性インフルエンザの流行時期も見据え、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置について見直しを行うこととする。

### 2 改正の内容

指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下（1）及び（2）の対象者に限定することとする。

#### （1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者

具体的には、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 上記②に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

#### （2）上記（1）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項

として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しない者

「厚生労働省令で定める事項」は、次のとおりである。

- ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項

上記のアからウについては、宿泊療養又は自宅療養の際の感染防止に係る留意点を指す。具体的には、

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) <sup>1</sup>、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) <sup>2</sup> (なお、様式1で説明文書のモデル例がある。)、
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) <sup>3</sup>、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) <sup>4</sup> (なお、別添2で留意事項等の周知文書の参考例がある。)

等を参考にすること。

### 3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(令和2年10月24日)から施行する。

### 4 経過措置

- (1) 改正政令の施行の前に行われた措置に係る指定令第3条において準用する感染症法第58条(第10号及び第12号に係る部分に限る。)の規定により支弁する費用及び指定令第3条において準用する感染症法第61条第2項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

- (2) 改正政令による改正前の指定令(以下「旧令」という。)第3条において準用す

<sup>1</sup> 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) <https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

<sup>3</sup> 新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

<sup>4</sup> 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657891.pdf>

る感染症法第 19 条又は第 20 条の規定による入院に係る感染症法第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

## 5 その他

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で入院が必要な状態ではないと判断される者については、引き続き、宿泊療養又は自宅療養を求めること。

健 発 1014 第 9 号

令 和 2 年 10 月 14 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用す  
る場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス  
（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を  
有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コ  
ロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウ  
イルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を指定感染症  
として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する  
医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改  
正する省令（令和2年厚生労働省令第173号）が本日公布、施行されたところである。

この命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了  
知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏  
なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の疑似症患者については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条の規定により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者とみなし、同法に基づく入院措置や就業制限等の措置を講じることが可能とされている。

また、感染症法上、医師は、新型コロナウイルス感染症を診断した場合に、疑似症患者を含め直ちに都道府県知事等に届け出なければならないこととされている。

季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生することが想定され、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は臨床的に識別が困難であるため、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者が急激に増加するおそれがある。

今般、次の季節性インフルエンザの流行期も見据え、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出について、入院症例に限ることとするため、所要の措置を講じるものとする。

### 2 改正の内容

医師が新型コロナウイルス感染症の疑似症の患者を診断し、当該患者について入院を要しないと認められる場合について、感染症法第12条第1項に基づく届出を不要とすること。

従って、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力により届出を行うこととなっているが、HER-SYSへの患者情報等の入力についても、当該患者について医師が入院を要すると認めた者に限られること。

なお、その後、当該患者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、医師は、感染症法第12条第1項に基づき、陽性患者としての届出を改めて行う必要があること。一方、当該患者が陰性と診断された場合には、一旦届け出た疑似症患者としての届出内容を修正し、検査結果を入力すること。

### 3 施行期日

公布の日（令和2年10月14日）から施行する。

健感発 1014 第 1 号

令和 2 年 10 月 14 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日付け健感発 0204 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

次の季節性インフルエンザの流行期も見据え、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出について入院症例に限ることとするため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 173 号）が本日公布、施行されました。これに伴い、届出通知における新型コロナウイルス感染症について別紙のとおり改正することとしました。

当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

- ・ 「第 7 指定感染症」の「(3) 届出基準」における「ウ 疑似症患者」について、当該者が入院を要しないと認められる場合は、届出を不要とした。
- ・ 別記様式 6-1（発生届）等について、所要の整理を行った。

2 適用日

本日より適用する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行
<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症 1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)届出基準 ア・イ (略)</p> <p>ウ 疑似症患者 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断し、<u>かつ、入院を要すると認められる場合に限り</u>、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>別記様式1～5 (略)</p>	<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症 1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)届出基準 ア・イ (略)</p> <p>ウ 疑似症患者 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>別記様式1～5 (略)</p>

別記様式6-1

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 令和 年 月 日 印

従事する病院・診療所の名称 (署名又は記名押印のこと)
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

1 診断(検案)した者(死体)の類型
2 当該者氏名
3 性別
4 生年月日
5 診断時の年齢(0歳は月齢)
6 当該者職業
7 当該者住所
8 当該者所在地
9 保護者氏名
10 保護者住所
(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)

11 発熱・咳・咳以外の急性呼吸器症状
肺炎像・重篤な肺炎・急性呼吸窮迫状態
多臓器不全・全身倦怠感・頭痛・嘔気/嘔吐
下痢・結膜炎・嗅覚・味覚障害
その他( )
なし
12 分離・同定による病原体の検出
検体: 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽喉拭い液、便、唾液、創検材料、その他( )
検体採取日( 月 日 )
結果(陽性・陰性)
検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による病原体遺伝子の検出
検体: 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽喉拭い液、便、唾液、創検材料、その他( )
検体採取日( 月 日 )
結果(陽性・陰性)
抗原定性検査による病原体の抗原の検出
検体: 鼻腔拭い液、鼻咽喉拭い液
検体採取日( 月 日 )
結果(陽性・陰性)
抗原定量検査による病原体の抗原の検出
検体: 鼻腔拭い液、鼻咽喉拭い液、唾液
検体採取日( 月 日 )
結果(陽性・陰性)
13 初診年月日 令和 年 月 日
14 診断(検案(※))年月日 令和 年 月 日
15 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日
16 発病年月日(※) 令和 年 月 日
17 死亡年月日(※) 令和 年 月 日

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちにしてください

別記様式6-1

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

医師の氏名 令和 年 月 日 印

従事する病院・診療所の名称 (署名又は記名押印のこと)
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

1 診断(検案)した者(死体)の類型
2 当該者氏名
3 性別
4 生年月日
5 診断時の年齢(0歳は月齢)
6 当該者職業
7 当該者住所
8 当該者所在地
9 保護者氏名
10 保護者住所
(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)

11 発熱・咳・咳以外の急性呼吸器症状
肺炎像・重篤な肺炎・急性呼吸窮迫状態
多臓器不全・全身倦怠感・頭痛・嘔気/嘔吐
下痢・結膜炎・嗅覚・味覚障害
その他( )
なし
12 分離・同定による病原体の検出
検体: 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽喉拭い液、便、唾液、創検材料、その他( )
検体採取日( 月 日 )
結果(陽性・陰性)
検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による病原体遺伝子の検出
検体: 喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽喉拭い液、便、唾液、創検材料、その他( )
検体採取日( 月 日 )
結果(陽性・陰性)
抗原定性検査による病原体の抗原の検出
検体: 鼻腔拭い液、鼻咽喉拭い液
検体採取日( 月 日 )
結果(陽性・陰性)
抗原定量検査による病原体の抗原の検出
検体: 鼻腔拭い液、鼻咽喉拭い液、唾液
検体採取日( 月 日 )
結果(陽性・陰性)
13 初診年月日 令和 年 月 日
14 診断(検案(※))年月日 令和 年 月 日
15 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日
16 発病年月日(※) 令和 年 月 日
17 死亡年月日(※) 令和 年 月 日

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちにしてください

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※)

（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者（*） ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体（*）疑似症患者について、当該者が入院を要しないと認められる場合は、本発生届の提出は不要。					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 ( 月 )		
7 当該者住所					
電話 ( ) -					
8 当該者所在地					
電話 ( ) -					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)				
	電話 ( ) -				

11 症 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱</li> <li>・咳</li> <li>・咳以外の急性呼吸器症状</li> <li>・肺炎像</li> <li>・重篤な肺炎</li> <li>・急性呼吸窮迫症候群</li> <li>・多臓器不全</li> <li>・全身倦怠感</li> <li>・頭痛</li> <li>・嘔気/嘔吐</li> <li>・下痢</li> <li>・結膜炎</li> <li>・嗅覚・味覚障害</li> <li>・その他 ( )</li> <li>・なし</li> </ul>	<p>18 感染原因・感染経路・感染地域</p> <p>①感染原因・感染経路 ( 確定・推定 )</p> <p>1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況: )</p> <p>2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況: )</p> <p>3 その他 ( )</p> <p>② 感染地域 ( 確定・推定 )</p> <p>1 日本国内 ( 都道府県 市区町村)</p> <p>2 国外 ( 国 )</p> <p>※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。</p> <p>渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可)</p>
	12 診 断 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離・同定による病原体の検出</li> <li>検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他 ( )</li> <li>検体採取日 ( 月 日 )</li> <li>結果 ( 陽性・陰性 )</li> <li>・検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による病原体遺伝子の検出</li> <li>検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他 ( )</li> <li>検体採取日 ( 月 日 )</li> <li>結果 ( 陽性・陰性 )</li> <li>・抗原定性検査による病原体の抗原の検出</li> <li>検体：鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液</li> <li>検体採取日 ( 月 日 )</li> <li>結果 ( 陽性・陰性 )</li> <li>・抗原定量検査による病原体の抗原の検出</li> <li>検体：鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、唾液</li> <li>検体採取日 ( 月 日 )</li> <li>結果 ( 陽性・陰性 )</li> </ul>
13 初診年月日 令和 年 月 日		
14 診断（検案(※))年月日 令和 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日		
16 発病年月日 (*) 令和 年 月 日		
17 死亡年月日 (※) 令和 年 月 日		

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢、年月日を記入すること。  
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。  
11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

## 第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

### （1）定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。

### （2）臨床的特徴等（2020年5月13日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト→ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は1～14日（通常5～6日）である。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

### （3）届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断し、かつ、入院を要すると認められる場合に限り、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

#### エ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料
検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔拭い液又は鼻咽頭拭い液
抗原定性検査による病原体の抗原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液

#### (4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

事務連絡  
令和2年10月14日

各  
〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法の運用の見直し  
に関するQ&Aについて

本日、新型コロナウイルス感染症の入院措置の運用の見直しに関して、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第310号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和2年厚生労働省令第172号）が公布され、令和2年10月24日から施行されることとされました。

また、疑似症に係る届出の見直しに関して、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第173号）が本日公布、施行されたところです。

これらの見直しに関して、都道府県・保健所設置市・特別区向けのQ&Aを作成しましたので、お知らせします。

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法の運用の見直しに関するQ & A

### ＜新型コロナウイルス感染症の入院勧告・措置の運用の見直し関係＞

- 1 今回の見直しにより、原則として無症状病原体保有者や軽症者は入院勧告・措置の対象ではなくなるのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 現在、陽性となった者は原則入院させていますが、今後は全て入院という取扱はできなくなるのですか。
- 3 入院する病床に十分余裕がある場合においても、無症状病原体保有者や軽症者は入院ではなく宿泊療養・自宅療養をお願いしてもよいのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 無症状病原体保有者や軽症者について入院させなくても大丈夫なのでしょうか。
- 5 無症状病原体保有者や軽症者を感染症法に基づき入院勧告・措置した場合に、入院医療に関する費用負担の取扱について変更はありますか。・・・ 5
- 6 宿泊療養や自宅療養の対象者の考え方はこれまでと変わりはありませんか。軽症者等は宿泊療養が原則なのでしょうか。
- 7 入院勧告・措置の運用の見直しや、疑似症届出の見直しにより、無症状病原体保有者や疑似症患者は移送の対象でなくなるのでしょうか。・・・・・・ 6
- 8 入院勧告・措置の対象かどうかの判断に当たり、呼吸器疾患や臓器等の機能低下、免疫低下や妊婦であることなどを証明するための書類や診断書の提出を求める必要はありますか。
- 9 「重度、中等度の症状を有する」かどうかの判断は、基本的には診断した医師の判断に基づくということによろしいですか。
- 10 「都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める場合」とはどのようなケースが想定されますか。例えば、知事が「まん延を防止するため入院させる必要がある」と判断するに当たり、「病床の稼働状況」を考慮しても差し支えないですか。  
また、陽性者本人が入院を希望した場合、知事が「まん延を防止するため入院させる必要がある」と判断して差し支えないでしょうか。
- 11 「厚生労働省令に定める事項の遵守」に当たり、書面で本人から誓約書等を徴収する必要がありますか。当自治体では自宅療養に当たっては口頭のみで誓約条件を示し、口頭で了解を得ている状況です。・・・・・・・・・・ 7

### ＜新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出の見直し関係＞

- 1 届出対象となる入院症例は、外来で受診して医師が入院が必要と判断した疑似症患者が対象になるのでしょうか。他の疾患で入院中に、発熱等が生じて疑似症と診断された場合にも届出対象になりますか。・・・・・・・・・・ 8

- 2 見直しによって、検査費用の負担の在り方は変わるのですか。自己負担が生じるのでしょうか。
- 3 疑似症患者であって入院治療を必要としない方について発生届が提出された場合、どのように取り扱うべきでしょうか。

<新型コロナウイルス感染症の入院勧告・措置の運用の見直し関係>

1 今回の見直しにより、原則として無症状病原体保有者や軽症者は入院勧告・措置の対象ではなくなるのでしょうか。

(答)

- 今回の見直しは、これまでの知見等を踏まえつつ、季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトしていく観点から、入院勧告・措置の対象の明確化を図ったものです。
- これにより、無症状病原体保有者や軽症者について一律に対象にできなくなるというわけではなく、見直し後においても、政令やそれに基づく厚生労働省令において規定しているとおり、
  - ・ 高齢者、呼吸器疾患等の基礎疾患があるなど重症化リスクのある者、
  - ・ 症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者、
  - ・ 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては市長又は区長。以下同じ）がまん延防止のために入院させる必要があると認める者等に該当する場合については、入院勧告・措置の対象となり得ます。

2 現在、陽性となった者は原則入院させていますが、今後は全て入院という取扱はできなくなるのですか。

(答)

- 今回の見直しは、これまでの知見等を踏まえつつ、季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトしていく観点から、入院勧告・措置の対象の明確化を図ったものです。
- 具体的には、入院勧告・措置の対象として、高齢者や基礎疾患のある者など重症化リスクのある者や重症者など医療上の必要がある者等について明記することとしますが、併せて、各都道府県の感染状況に応じて、都道府県知事が合理的かつ柔軟な対応ができるよう、「都道府県知事がまん延防止のために入院させる必要があると認める者」についても対象として明記しています。
- これらの見直しの趣旨も踏まえつつ、本人の症状や地域の感染状況等に応じて、適切に対応していただくようお願いいたします。

3 入院する病床に十分余裕がある場合においても、無症状病原体保有者や軽症者は入院ではなく宿泊療養・自宅療養をお願いしてもよいのでしょうか。

(答)

- 現在、医療的には入院加療が必要ではない軽症や無症状の方も入院している状況も見られるところですが、今後、季節性インフルエンザの流行期などに患者が増加してくることが想定される中で、同様の対応をしていると、重症で入院による加療が必要な方や、重症化リスクが高い方の病床の確保が難しくなることも想定されます。
- こうした点を踏まえれば、お尋ねのように病床に余裕がある状況であっても、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者について宿泊療養・自宅療養を求めることは可能ですが、具体的な対応については、その患者の症状や重症化リスクの有無、地域の感染状況などを踏まえて、都道府県において適切に判断していただきたいと考えています。

4 無症状病原体保有者や軽症者について、入院させなくても大丈夫なのでしょうか。

(答)

- 軽症者や無症状病原体保有者のうち、重症化の恐れが高い人に該当せず、医師が入院の必要がないと判断した方については、宿泊施設や自宅での療養の対象とすることができます。
- この場合、外出制限や健康状態の報告など、感染症のまん延防止のために必要な事項を守っていただくことになります。  
また、自宅療養については、独居で自立生活可能である方のほか、同居家族等がいる方の場合には生活空間を分けるなど適切な感染管理を行うことができることなどを総合的に勘案して対象とすることとしています。
- 宿泊療養、自宅療養については、以下の事務連絡などもあらためてご参照いただき、適切に実施いただくようお願いいたします。
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。）
  - ・ 「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ & Aについて（その8）」（令和2年8月7日付け事務連絡）

5 無症状病原体保有者や軽症者を感染症法に基づき入院勧告・措置した場合に、入院医療に関する費用負担の取扱いについて変更はありますか。

(答)

- 従前と同様、入院勧告・措置した場合の入院医療に関する費用については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第 37 条に基づき都道府県が負担することとなります。(同法第 61 条の規定により国も一部負担)

6 宿泊療養や自宅療養の対象者の考え方はこれまでと変わりはありませんか。軽症者等は宿泊療養が原則なのでしょうか。

(答)

- 宿泊療養や自宅療養の対象者については、これまでと変更はなく、軽症者や無症状病原体保有者のうち、重症化の恐れが高い人に該当せず、医師が入院の必要がないと判断した方については、宿泊施設や自宅での療養を求めていることとしています。
- この場合、家庭内での感染事例が発生していることや症状急変時の適時適切な対応が必要であることから、宿泊療養を基本として対応をお願いしていますが、宿泊療養か自宅療養のいずれの対応となるかは、軽症者等と同居している人の状況、都道府県が用意する宿泊施設の受入可能人数、軽症者等ご本人の意向等も踏まえて、都道府県において調整いただくこととなります。
- なお、以下の事務連絡などもあらためてご参照ください。
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和 2 年 4 月 2 日付け事務連絡。同年 6 月 25 日最終改正。)
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養又は自宅療養の考え方について」(令和 2 年 4 月 23 日付け事務連絡)
  - ・ 「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関する Q & A について(その 8)」(令和 2 年 8 月 7 日付け事務連絡)

7 入院勧告・措置の運用の見直しや、疑似症届出の見直しにより、無症状病原体保有者や疑似症患者は移送の対象でなくなるのでしょうか。

(答)

- 無症状病原体保有者や疑似症患者であっても、感染症法第 19 条、第 20 条に基づき入院勧告・措置する場合は、これまでと同様、同法第 21 条の移送の対象となります。

なお、今回の見直しは、疑似症そのものの範囲を見直すものではありません。

8 入院勧告・措置の対象かどうかの判断に当たり、呼吸器疾患や臓器等の機能低下、免疫低下や妊婦であることなどを証明するための書類や診断書の提出を求める必要はありますか。

(答)

- 必ずしも証明する書類の提出を要するものではありませんが、実際に診断した医師等とよく連絡調整をいただいた上で、判断いただきたいと考えています。

9 「重度、中等度の症状を有する」かどうかの判断は、基本的には診断した医師の判断に基づくということよろしいですか。

(答)

- お見込みのとおりです。なお、必要に応じて、保健所や他の医療機関等に相談した上で判断することもあると考えています。

10 「都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める場合」とはどのようなケースが想定されますか。例えば、知事が「まん延を防止するため入院させる必要がある」と判断するにあたり、「病床の稼働状況」を考慮しても差し支えないですか。

また、陽性者本人が入院を希望した場合、知事が「まん延を防止するため入院させる必要がある」と判断して差し支えないでしょうか。

(答)

- 今般の見直しでは、これまでの知見等を踏まえつつ、季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症者や重症化リスクのある方に医療資源の重点をシフトしていく観点から、入院勧告・措置の対象の明確化を図ったものです。
- 一方で、各都道府県によって感染状況など新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は異なることから、都道府県知事が感染拡大を防止するため合理的かつ柔軟に入院勧告・措置をすることができるよう、「都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認め

る者」についても、対象として規定することとしました。

- 具体的な判断は、個々の事案に応じて、都道府県において必要性を判断していただくものであり、感染状況等も踏まえて適切に対応してください。
- なお、上記の趣旨を踏まえれば、本人の希望のみをもってまん延防止の観点から入院が必要と判断することは想定しておりません。

11 「厚生労働省令に定める事項の遵守」に当たり、書面で本人から誓約書等を徴収する必要がありますか。当自治体では自宅療養に当たっては口頭のみで誓約条件を示し、口頭で了解を得ている状況です。

(答)

- 宿泊療養や自宅療養の留意点等については、ご本人に丁寧に説明してご理解いただき、遵守していただく必要があります。
- 必ずしも誓約書等の書面の形で同意を得る必要はありませんが、
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡)(なお、様式1で説明文書のモデル例がある。)
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡)(なお、別添2で留意事項等の周知文書の参考例がある。)

等をはじめ、これまでの宿泊療養や自宅療養に関する事務連絡を参照いただきながら、適切に対応いただくようお願いいたします。

<新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出の見直し関係>

1 届出対象となる入院症例は、外来で受診して医師が入院が必要と判断した疑似症患者が対象になるのでしょうか。他の疾患で入院中に、発熱等が生じて疑似症と診断された場合にも届出対象になりますか。

(答)

- お尋ねのような入院症例については、どちらの場合も届出の対象になりません。

2 今回の見直しによって、検査費用の負担の在り方は変わるのですか。自己負担が生じるのでしょうか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症の検査費用の負担の在り方については、今回の見直しによって変更はありません。行政検査については、感染症法第15条に基づき実施されるものであり、自己負担は生じません。

3 疑似症患者であって入院治療を必要としない方について発生届が提出された場合、どのように取り扱うべきでしょうか。

(答)

- お尋ねの場合については、発生届を提出いただく必要はありませんが、提出された場合は受理いただいて構いません。